

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年6月5日受付分)

NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナル

縦覧期間

令和8年6月5日(金)から
令和8年6月19日(金)まで

NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナル定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナルという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県宝塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、終身刑創設目的の全国講演署名活動の行脚として、現在犯罪被害者遺族など、深い喪失を抱える人々に対して、心身ともに「安心できる場所」を提供する事業を行い、グリーンケアと空間治療の推進を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 国際協力の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) グリーンケアと、アニマルセラピー、身体に無害な建材で作る空間によって、総合的なケアを提供する事業。
- (2) 人と動物の共生について学び、動物保護活動を通じてその実践を推進する事業。
- (3) 終身刑導入を含む命の尊厳を守る法制度改革への社会的啓発を継続する事業。
- (4) 建材、教育及び福祉分野における国際連携を通じ、持続可能な循環型社会の実現を目指す事業。
- (5) 日本と海外の相互理解及び多文化共生の促進を目的とした国際交流及び情報交換に関する事業。

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ、個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わずこれを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
 - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1～2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含ま

れることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

2 事務局長その他職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 2 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項

- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人は、理事会の議決により顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請がある時は、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

- 2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会で選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	STUCKI ALBERTO
副理事長	今西 美由紀
理 事	中嶋 勇介
同	守屋 耕平
同	鈴木 昭彦
同	松下 紀文
同	田口 祥大
監 事	貴島 圭司
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 会費	月額 1,000 円	月額 5,000 円
(2) 賛助会員		
① 会費	一口 500 円	一口 5,000 円

役員名簿

NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナル

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	すとき あるべると		無
	STUCKI ALBERTO		
理事 (副理事長)	いまにし みゆき		無
	今西 美由紀		
理事	もりや こうへい		無
	守屋 耕平		
理事	なかじま ゆうすけ		無
	中嶋 勇介		
理事	すずき あきひこ		無
	鈴木 昭彦		
理事	まつした のりふみ		無
	松下 紀文		
理事	たぐち しょうた		無
	田口 祥大		
監事	きじま けいじ		無
	貴島 圭司		

設立趣旨書

1 趣旨

本法人は、犯罪被害者遺族や PTSD 当事者、深い喪失を抱える人々に対し、心身ともに安心して存在できる場を提供し、「命の尊厳の回復」と「生きる力の再生」に寄与することを目的として設立するものである。

本法人設立の背景には、代表理事、副理事長の家族が経験した重大な事件がある。約 21 年前、強盗放火殺人事件により、妻（母）および次女（妹）、そして共に暮らしていた動物たちが 1 夜にして命を奪われた。この出来事は、家族に深い悲しみと喪失をもたらした。

事件後、代表であるストッキ・アルベルトは、刑法改正を求め、全国を巡り署名活動を行い、延べ 15 万人以上の署名を集め、法務大臣へ提出する活動を長年継続してきた。その活動の中で、多くの人々からの共感と支援を受け、社会における同様の苦しみの存在と、その支援の必要性を強く認識するに至った。

しかしながら、日本においては、犯罪被害者遺族や PTSD 当事者を含め、心の傷や生きづらさを抱える人々に対する支援は未だ十分とは言えない現状がある。精神的苦痛は外から見えにくく、長期にわたり孤立や困難を抱え続けるケースも少なくない。

このような背景のもと、本法人は、「空間そのものによる治癒」という考え方を軸に、動物介在療法、自然素材を活用した空間づくり、対人支援および教育活動を組み合わせた総合的なケアの提供を目指すものである。

本法人が提供する空間は、「ここに居てもよい」「明日も生きていてよい」と自然に感じられるような、安全で安心できる場であり、利用者が自らの回復の力を取り戻すことを支援することを目的とする。

また、本法人は、被害者支援、PTSD ケア、性と命に関する教育、動物福祉といった分野を横断的に結び、社会全体に対して命の尊厳に関する理解を広げていくことを目指す。

さらに、法人化することにより、行政機関や関係団体との連携、助成金や寄付金の適正な管理・運用が可能となり、活動の継続性と透明性を確保し、将来にわたり持続可能な事業運営を実現することができると考えている。

以上の理由により、本法人を設立する。

本法人は、関わるすべての人が支援する側・される側を超えて共に健やかな社会を創りあげていく事が目的である。

2 申請に至るまでの経過

2004 年

代表の家族が強盗放火殺人事件に遭い、母および妹、共に暮らしていた動物たちが犠牲となる。

2004 年以降

代表の父が刑法改正を求め、全国を巡る署名活動を開始。

延べ 15 万人以上の署名を集め、法務大臣へ提出する活動を継続。

2011 年

東日本大震災の影響により、社会状況が大きく変化し、活動の継続が困難となる局面を経験。

2011 年以降

活動を再開し、講演・啓発活動を継続。

書籍『生きてこそ』を通じて、被害者支援や命の尊厳に関する発信を行う。

2020 年前後

社会的孤立や精神的課題の深刻化を受け、「空間による治癒」という新たな支援の在り方を構想。

2023 年頃

グリーンケア、動物介在療法、自然素材を活用した空間づくりを統合した支援構想を具体化。

2024 年

講座・施術・啓発活動等を通じて実践を重ね、支援の必要性と有効性を確認。

2025～2026 年

これまでの活動と経験を基盤とし、継続的かつ社会的に信頼性のある支援体制を構築するため、NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナルの設立を決行

R8 年 4 月 20 日

NPO 法人グリーンケアミネルヴァインターナショナル
設立代表者

氏名 ~~スト~~ ~~アルベルト~~
STUCKI ALBERTO

令和8年度事業計画書

NPO 法人グリーフケアミネルヴァインターナショナル

1. 基本方針

この法人は、終身刑創設目的の全国講演署名活動の行脚として、現在犯罪被害者遺族など、深い喪失を抱える人々に対して、心身ともに「安心できる場所」を提供する事業を行い、グリーフケアと空間治療の推進を目的とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1) グリーフケアと、アニマルセラピー、身体に無害な建材で作る空間によって、総合的なケアを提供する事業。	保護猫たちによる アニマルセラピー	常時	事務所	2,000人	3,000
	石化珊瑚の壁材、陶磁器製のタイル、国産畳、国産杉板				
	保護猫カフェ運営				
(2) 人と動物の共生について学び、動物保護活動を通じてその実践を推進する事業。	人と動物が共に癒される場を創出	不定数 (限定30)	事務所	30人	0
(3) 終身刑導入を含む命の尊厳を守る法制度改革への社会的啓発を継続する事業。	2004年からの活動内容の掲示や講演による認知の啓発活動	年数回	随時決定	1,000人	0
	啓発活動意識改革と地域の治安維持				
(4) 建材、教育及び福祉分野における国際連携を通じ、持続可能な循環型社会の実現を目指す事業。	国内外の毒物を使わない安心安全の建材をしようした空間を設計・設営し、体感として提供	年数回	事務所	50人	800
	グリーフケア及びアニマルセラピー資格講座				
(5) 日本と海外の相互理解及び多文化共生の促進を目的とした国際交流及び情報交換に関する事業。	日本に居住している外国人とも情報を共有し、共に地域治安の確保と維持に努めていく	常時	随時決定	1,000人	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：今西美由紀、事務局スタッフ：田口祥大

令和9年度事業計画書

NPO 法人グリーフケアミネルヴァインターナショナル

1. 基本方針

この法人は、終身刑創設目的の全国講演署名活動の行脚として、現在犯罪被害者遺族など、深い喪失を抱える人々に対して、心身ともに「安心できる場所」を提供する事業を行い、グリーフケアと空間治療の推進を目的とする。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1) グリーフケアと、アニマルセラピー、身体に無害な建材で作る空間によって、総合的なケアを提供する事業。	保護猫たちによるアニマルセラピー	常時	事務所	2,000人	3,000
	石化珊瑚の壁材、陶磁器製のタイル、国産畳、国産杉板				
	保護猫カフェ運営				
(2) 人と動物の共生について学び、動物保護活動を通じてその実践を推進する事業。	人と動物が共に癒される場を創出	不定数 (限定30)	事務所	30人	0
(3) 終身刑導入を含む命の尊厳を守る法制度改革への社会的啓発を継続する事業。	2004年からの活動内容の掲示や講演による認知の啓発活動	年数回	随時決定	1,000人	0
	啓発活動意識改革と地域の治安維持				
(4) 建材、教育及び福祉分野における国際連携を通じ、持続可能な循環型社会の実現を目指す事業。	国内外の毒物を使わない安心安全の建材をしようとした空間を設計・設営し、体感として提供	年数回	事務所	50人	800
	グリーフケア及びアニマルセラピー資格講座				
(5) 日本と海外の相互理解及び多文化共生の促進を目的とした国際交流及び情報交換に関する事業。	日本に居住している外国人とも情報を共有し、共に地域治安の確保と維持に努めていく	常時	随時決定	1,000人	0

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 年4回

(2) 事務局体制

事務局長：今西美由紀、事務局スタッフ：田口祥大

令和8年度活動予算書
 成立の日から2027年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	150,000	
.....受取会費	0	450,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	4,000,000	
.....	0	4,000,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	325,000	
受取民間助成金	1,500,000	
.....	0	1,825,000
4. 事業収益		
保護猫カフェ事業収益	3,000,000	
アニマルセラピー資格講座事業収益	800,000	
.....事業収益	0	3,800,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		10,075,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
講師謝金	600,000	
修繕費	1,200,000	
消耗品費	1,550,000	
広告宣伝費	300,000	
印刷費	100,000	
通信費	120,000	
貸借料	2,400,000	
保険料	100,000	
雑費	80,000	
医療費	960,000	
会場費	150,000	
会議費	50,000	
その他経費	915,000	
その他経費計	8,525,000	
事業費計		8,525,000
2. 管理費		
(1)人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2)その他経費		
消耗品費	100,000	
印刷費	50,000	
通信費	100,000	
旅費交通費	250,000	
光熱水費	900,000	

保険料	70,000		
会議費	30,000		
租税公課	50,000		
その他経費計	1,550,000		
管理費計		1,550,000	
経常費用計			10,075,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度活動予算書

2027年4月1日から2028年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	150,000	
.....受取会費	0	450,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	4,000,000	
.....	0	4,000,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	325,000	
受取民間助成金	1,500,000	
.....	0	1,825,000
4. 事業収益		
保護猫カフェ事業収益	3,000,000	
アニマルセラピー資格講座事業収益	800,000	
.....事業収益	0	3,800,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....	0	0
経常収益計		10,075,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
講師謝金	600,000	
修繕費	1,200,000	
消耗品費	1,550,000	
広告宣伝費	300,000	
印刷費	100,000	
通信費	120,000	
賃借料	2,400,000	
保険料	100,000	
雑費	80,000	
医療費	960,000	
会場費	150,000	
会議費	50,000	
その他経費	915,000	
その他経費計	8,525,000	
事業費計		8,525,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	100,000	
印刷費	50,000	
通信費	100,000	
旅費交通費	250,000	
光熱水費	900,000	

保険料	70,000		
会議費	30,000		
租税公課	50,000		
その他経費計	1,550,000		
管理費計		1,550,000	
経常費用計			10,075,000
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0